

第 6651 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月30日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 売掛金の貸倒損失

**Q** : 得意先が夜逃げしたようで連絡がつかず  
ません。売掛金があるのですが、債権放棄し  
ようと思っています。貸倒損失の計上は認め  
られますか？

**A** : 認められるものと思われま

### 【解説】

法人税では、法人の有する金銭債権に付  
いて次に掲げる事実が発生した場合には、その  
金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その  
事実の発生した日の属する事業年度において  
貸倒れとして損金の額に算入するとしていま

- ①更生計画認可の決定又は再生計画認可の決  
定があった場合において、これらの決定によ  
り切り捨てられることとなった部分の金額
- ②特別清算に係る協定の認可の決定があつた  
場合において、この決定により切り捨てら  
れることとなった部分の金額
- ③法令の規定による整理手続によらない関係  
者の協議決定で次に掲げるものにより切り  
捨てられることとなった部分の金額
- イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準によ  
り債務者の負債整理を定めているもの
- ロ)行政機関又は金融機関その他の第三者のあ  
つせんによる当事者間の協議により締結され  
た契約でその内容がイに準ずるもの
- ④債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、  
その金銭債権の弁済を受けることができな  
いと認められる場合において、その債務者に対  
し書面により明らかにされた債務免除額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】